

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

平成31年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

平成31年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、平成 31 年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

平成31年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における平成31年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	200,660	200,660	184,290
5月	200,660	200,660	184,290
6月	214,910	165,410	149,040
7月	214,910	165,410	149,040
8月	214,910	165,410	149,040
9月	231,000	173,220	164,940
10月	231,260	173,410	165,120
11月	231,260	173,410	165,120
12月	140,440	140,440	132,150
1月	231,070	181,510	165,120
2月	231,070	181,510	165,120
3月	243,730	194,170	177,780

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	203,170	197,060	122,180	116,070	70,050	63,940	54,170	48,060
5月	203,170	197,060	122,180	116,070	70,050	63,940	54,170	48,060
6月	203,170	197,060	122,180	116,070	70,050	63,940	54,170	48,060
7月	203,170	197,060	122,180	116,070	70,050	63,940	54,170	48,060
8月	203,170	197,060	122,180	116,070	70,050	63,940	54,170	48,060
9月	205,150	199,040	124,160	118,050	64,090	57,980	56,150	50,040
10月	205,360	199,250	124,270	118,160	59,630	53,520	51,680	45,570
11月	205,360	199,250	124,270	118,160	59,630	53,520	51,680	45,570
12月	205,300	199,190	124,210	118,100	59,570	53,460	51,620	45,510
1月	205,300	199,190	124,210	118,100	67,520	61,410	51,620	45,510
2月	205,270	199,160	124,180	118,070	67,490	61,380	51,590	45,480
3月	223,240	217,130	142,150	136,040	85,460	79,350	69,560	63,450

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。